

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K13-10
- 2 案件名 コンビニ交付サーバーの変更に伴う連携ファイル転送先設定変更業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約の日から令和6年(2024年)12月31日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
社名：株式会社 日立システムズ
- 6 指定理由 (根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本件は、コンビニ交付サーバー(戸籍サーバー)の変更(クラウド化)が行われることに関連して、本課業務において運用中の市・県民税賦課システム(以下、「システム」という。)からコンビニ交付システムの課税証明書発行に係るデータを当該サーバーに連携するためのシステム改修業務である。当該システムの作業は、著作権法の関係上、システムの販売業者・製造元である日立システムズしかできないものであるため、同事業者と特名随意契約を行う。
- 7 問合わせ先 課名：企画経営部市民税課 内線：2443

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 宝窓使－ 1 1
- 2 案件名 令和 6 年度 宝塚市住民基本台帳ネットワークシステム賃貸借及び保守に関する契約（令和元年度分の再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 1 0 月 1 日
令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 1 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名：NEC キャピタルソリューション株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本案件については、令和元年 1 0 月 1 日から上記契約相手方と 6 0 ヶ月のリース契約を締結し、令和 6 年 9 月 3 0 日をもってその期間が満了となるが、令和 6 年度中に機器更新を予定しており、延長して現行システムを使用する必要があることから、上記相手方を指定した契約が必要となるもの。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線： 2 4 7 0

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 国保委－２４
- 2 案件名 国保事務処理標準システム保険証一体化対応に伴う改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和７年（２０２５年）１月３１日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島浜一丁目２番１号
社名： 株式会社日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 第２号該当

宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)
本件は、現在稼働中の日立システムズ製パッケージ「ADWORLD」内の市町村事務処理標準システム（国保システム）を改修するものであり、日立システムズが「ADWORLD」の著作権を有しているため、改修は同社しか実施できません。
従いまして、同社を随意契約の相手方とします。
- 7 問合わせ先
課名： 国民健康保険課 内線： ２６６３

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 宝塚市国民健康保険診療所（歯科） 歯科ユニット
- 2 案件場所 宝塚市大原野字南穴虫 地内
宝塚市国民健康保険診療所
- 3 納入期日 令和6年（2024年）12月6日
- 4 契約相手方
住所： 神戸市灘区原田通2丁目5-13
社名： 株式会社青木歯科商会

5 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本件については、先だつて競争入札に付したものの、応札者が1者のため不調となりました。本件は医療器具の調達という性質上、納品が後ろ倒しになることは市民の健康維持に影響を及ぼす懸念があり、再度入札に付す時間を確保することは困難です。以上のことにより、先の入札における唯一の応札者であり、本市が求める期限までに納品が可能と返答を得ている上記事業者と随意契約を行います。

6 問合わせ先

課名：国民健康保険課 内線：2664

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 7 4
- 2 案件名 庁内 LAN 機器等に係る保守延長業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和 6 年 (2 0 2 4 年) 1 1 月 1 日 ~
令和 7 年 (2 0 2 5 年) 1 0 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)
本保守業務の対象は、本庁舎・第二庁舎等に敷設している無線の庁内ネットワークに必須の物品であり、常に安定した運用が必要となります。
上記契約相手方は現在も保守を行っており、構築事業者として当該機器の仕様、動作環境に精通しています。
当該機器を、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、上記契約相手方の他にありません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4 7 0 6

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委－5
- 2 案件名 生活保護システム改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結日から
令和6年（2024年）12月31日
- 5 契約相手方 住所： 秋田市南通築地15－32
社名： 北日本コンピューターサービス株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当
(指定理由)
システムに関する作業等については、現在使用しているソフトの著作権を保有している上記業者以外は当業務の実施ができないため
- 7 問合わせ先
課名： 生活援護課 内線： 2618

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 焼却炉用部品(減温塔用)

3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内

4 契約期間 契約日 ~ 令和7年(2025年)3月31日

5 契約相手方 三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

本案件において調達する物品は、特殊な設備の部品であり、上記以外に納入可能な者はいないため。

7. 問合わせ先

課名: 管理課

87-4844

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-20
- 2 案件名 2号炉後壁耐火物補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和6年(2024年)10月30日
- 5 契約相手方
住所：大阪市西区土佐堀1丁目3番20号
社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング 株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第6号該当
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

本補修の必要性については、別契約にて行った点検業務で確認されたものである。施工にあたっては、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで、他の業者への発注に比べて有利と認められるため、点検業務の受託者である上記業者との随意契約を行う。

7. 問合わせ先
課名：クリーンセンター管理課 内線：8288

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 塵芥収集車架装部スライダー、プレスプレート部分等修繕
(神戸800そ3123)
- 2 案件場所 宝塚市環境部クリーンセンター業務課
- 3 契約期間 発注日 から 令和7年(2025年)3月31日
- 4 契約相手方
住所： 兵庫県西宮市田近野1番1号
社名： 新明和オートエンジニアリング株式会社
- 5 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第5、6号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

対象車両(神戸800そ3123)は平成26年より家庭系一般廃棄物の収集運搬業務に使用しており、月曜日から金曜日までほぼ毎日稼働しております。同車両架装部の点検を行った際に、架装部内でごみを圧縮し奥に押し込むプレスプレートとスライダーの接続部分が動作する度に、がたつきが生じており、このまま収集を行っている場合、接続部分が外れ起動しなくなると報告を受けました。修繕を行わず故障した場合、収集を行うことが出来ず、結果として市民へ影響を及ぼしかねないため修繕には緊急を要します。

また、架装部分は新明和製であるため、修繕を行う場合、技術的に他業者では行えず、念のため、他社に確認をした際に修繕を行ったとしても保証できないため受託することが出来ないと申し出があったことから、当該業者と契約を行うこととします。

また、修繕するにあたって、部品の調達及び制作に時間が3~4ヶ月かかるため、新明和オートエンジニアリング株式会社より報告を受けているため、契約期間を令和7年3月31日としております。

- 6 問合わせ先
課名：クリーンセンター業務課 内線：8289

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 1 - 2
- 2 案件名 宝塚観光ダム保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市栄町1丁目地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～
令和7年(2025年)2月14日
- 5 契約相手方
住所：大阪市西区靱本町1丁目9番15号(大阪営業所)
社名：佐藤鉄工株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本施設は、河川水位の調整を行うための自動堰であり、灌漑用の利水機能を持つ特殊な設備です。この設備は三菱重工株式会社が上部工を納入されましたが、現在、三菱重工系列の水門事業に関しては会社分割により、上記事業者には事業承継がなされています。

保守点検にあたっては、上記事業者以外が実施した場合、部品劣化度の技術的な判定などの基準が実施業者によって異なるため、設備そのものの信頼性が損なわれる恐れがあります。

加えて、当施設は機械内部のあらゆる箇所に特注品を使用していることから、緊急異常が発生した場合、責任所在についてのトラブルなども生じかねないため、上記事業者と随意契約を締結します。

7. 問い合わせ先

課名：観光にぎわい課

内線：2626

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－４２９
- 2 案件名 就学事務システム（学齢簿編製等及び就学援助）標準化対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和７年（２０２５年）１０月３１日
- 5 契約相手方
住所：新潟県新潟市中央区米山二丁目５番地１
社名：（株）ＢＳＮアイネット
- 6 指定理由
（根拠）
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

（指定理由）
令和５年８月に情報政策課が実施した簡易 **RFI** の結果、各事業者とも **RFP** は既存導入自治体の導入業務システムのみ参加すると回答し、当該システムの既存の契約事業者である上記以外の事業者からの参加は見込めないため、契約相手を指定し契約を行うこととします。
- 7 問合わせ先
課名：管理部学事課 内線：２２０２